

むつ市議会第262回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和6年12月19日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第2 議案第82号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第83号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第84号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第85号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第86号 むつ市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第87号 むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第89号 指定管理者の指定について
(むつ市ウェルネスパーク外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第9 議案第90号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第10 議案第91号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第11 議案第92号 市道路線の認定について
- 第12 議案第93号 市道路線の変更について
- 第13 議案第94号 市道路線の廃止について
- 第14 議案第95号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（大間町）
- 第15 議案第96号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（東通村）
- 第16 議案第97号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（風間浦村）
- 第17 議案第98号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（佐井村）
- 第18 議案第105号 令和6年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第19 議案第106号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第107号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第108号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（22人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
21番	佐々木肇	22番	富岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	吉田真一
副市長	齋藤友彦	教育長	阿部謙一
公営企業 管 理 者	吉田和久	総務部長	吉田由佳子
総務部 デジタル 推進	藤島純	総務部 危機管理 機 監	畑山勝利
政策推進 部 長	角本力	財務部長	松谷勇一
市民生活 部 長	石橋秀治	健康福祉 部 長	斉藤洋一
健康 づくり 推進	畑中美雅	子みどら 部 s m i l e k o f f i c e にりっ 所 こ 長	菅原典子
産業政策 部 長	伊藤大治郎	都市整備 部 長	木下尚一郎
建設技術 部 長	小笠原洋一	川内庁舎 所 長	杉山郷史
会管 理 計 者	中村智郎	選挙管理 委 員 局 事 務 長	野坂武史

監査委員局長	小田晃廣	農委事務政理	業會長業部事	立花一雄
教育部長	福山洋司	教委事務施設	育会局備監	畑中涉
上下水道局長 市生活部事	中村久	大所	畑庁舎長	松本邦博
協野所 庁舎策理部事	山崎拓也	総市公	務室部長	立花幸一
総務課部長	鈴木明人	総務主任	務務主	佐々木大
総務課部長	川森恒太			

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝悦	次長	石田隆司
主幹	濫川紋子	主幹	畑中佳奈
主任主査	瀬角朋也	主任	浜中端快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、12月10日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長より、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、本日この後、むつ商工会議所からの申入れについて、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（富岡幸夫） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） おはようございます。この度、令和6年11月26日付けでむつ商工会議所から、むつ下北観光物産館を譲り受けたい旨の申入れがあ

りましたので、ご報告いたします。

むつ下北観光物産館につきましては、市の観光・物産の振興を図るとともに、市民の皆様の文化活動等に供することを目的として平成5年4月に供用開始され、平成18年4月からは、指定管理者制度により、むつ商工会議所が指定管理者として管理及び運営を行っております。

申入れの理由といたしましては、現在のむつ商工会議所が入居する建物は、昭和51年の建築から48年を経過し、雨漏り等の老朽化が著しく業務に支障が生じているとともに、今後の事業運営を考慮した場合に、市の商工業の拠点として中心市街地に所在する同施設内に入居していることが重要と判断した結果であると伺っております。

市といたしましても、むつ商工会議所が同施設に入居することにより、市の商工業の発展及び中心市街地の活性化に寄与するものと考えられること、また、同施設建物をむつ商工会議所へ譲渡することにより、むつ市公共施設等総合管理計画の推進及び将来的な市の財政負担の軽減が見込まれることから、市民の皆様への影響を考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。12番 佐藤広政議員。

○12番（佐藤広政） 今行政報告のほうをいただきました。財政が厳しい当市において、公共施設等の統廃合は積極的に進めるべきと私は考えておりますが、現在脇野沢地区においても新たな考え方に基づいて、老朽化した施設のリニューアルを検討されているものと認識はしております。今回むつ下北観光物産館におきましても、むつ市にとっても、むつ市民にとっても有益なものであることが譲渡の大前提になるものと考えております。

しかし、むつ商工会議所にとっての有益性は、その次だと思います。建設費にどのぐらいの予算をかけたのかは分かりませんが、むつ市の市民の税金で建設したむつ市民の財産であります。ましてや、まだ30年しかたっておりません。利用されている事業者、買物をする観光客にとっても大切な施設、愛着のある施設だと思っております。

むつ市にとって観光・物産のシンボリックな施設、場所であり、むつ市は今、夜景遺産、ジオパークなど観光に力を入れ、海外にまで物産の販路を求めて事業展開しておりますことから、むつ商工会議所の事務所のため、財政の健全化のためという理由で市の観光・物産のシンボリック施設を廃止することはあまりにも無理があるのではないかと思います。もっと他に統廃合しなければならぬような施設があるのではないのでしょうか。むつ商工会議所の事務所となる空き事務所、空き店舗は、他にあるのではないかと思います。むつ商工会議所が率先して利活用すべきではないかと思えます。リニューアルすればまだまだ使える施設であり、立地場所も観光客にとってよい場所でもあると考えます。

そこで、なぜこの時間のないような状況での提案になったのか、もっと議論すべき点であり、議員の全員協議会を開くべきではないかと思えますが、その点はどのように思えますか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 全員協議会の申し入れにつきましては、議会の判断でしていただければと思いますし、今回申し入れについて報告をさせていただきます。

今回の申し入れにつきまして、ただいま行政報告をさせていただきますけれども、市といたしましては、将来的な市の財政負担の軽減を含めまして、市民の皆様への影響を考慮しながら検討を進

めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） それを存続させる考えはないのか、今後の観光・物産の施設はどのようにする考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） むつ下北観光物産館につきましては、先ほど行政報告で申し上げましたとおり、平成5年4月に供用開始されております。今後の下北の観光・物産につきましては、現在検討しております道の駅整備事業の中で観光・物産について振興してまいりたいと考えております。

むつ下北観光物産館の今の役目を申し上げますと、1階に物販スペースがございます。2階につきましては、既に市内の商工業者を含めて事業者の賃貸スペースになってございます。そういう意味からしても、これから検討してまいりますので、決定ということではございませんけれども、むつ商工会議所に譲渡したからといって、そういったものが出ていくという可能性は低うございます。

もう一つは、今のこの施設が物産・観光という意味では、ジオパークというご指摘もありましたけれども、ジオパークのエリアは今むつ来さまい館のほうの2階にエリアが移されておりますので、そういったご指摘には当たらないものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 物産等はこれから道の駅にも移していくというお話ですが、道の駅自体がまだまだ計画段階というか、青写真もできているか、できていないかというような状況の中で、今もう譲渡を考え、譲渡していくという形になると、どうしてもそのタイムラグ自体が出てくるのではないかと思います。

そういう点も含めまして、先ほど検討を進める

ということなのですが、その検討の中で脇野沢地区のように地域の市民の皆様から意見を聞く機会を設け、その意見を反映させるような形を取っていかなければならないと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まずは、物産ブースにつきましては、既に市の内部で検討させていただいておりまして、なくすということではなく、別のものに移転できるのかも含めて検討させていただいております。

たたき台として、市民の皆さんに提供できる環境が整えば、まずは議会に報告をさせていただきたいと思っておりますし、そのことを通じて、物販も含めてこういった形にしていきますという絵が今ありませんので、そのことを今ご説明できれば本来はよかったのかもしれませんが、そういった形で示せる段階になれば皆さんに示してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。3番佐藤武議員。

○3番（佐藤 武） ここに譲渡ということですから、譲渡には有償と無償があるわけですが、無償譲渡と考えていいですか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 有償か無償も含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 市にとって、市民にとって大切な財産ですので、やはりこれだけの財産を無償譲渡するのはどうかというふうに私は考えているのです。将来的に市の財政負担軽減のためということもありましたが、何しろ施設も恐らく、評価はどのぐらいになるのか、ちょっと私も分かりません。今回は行政報告という形で出されましたけれども、これを行政報告ではなくて、議案として

提出するお考えはないかどうか伺います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 本議案として提出するというのであれば、むつ下北観光物産館の設置条例について、廃止の条例を上げるということで議論することになりますので、そのことを決定した上で上げて議論されることになります。その前の段階で議会の皆さんに、市民の皆さんに報告するという意味で今回行政報告をさせていただいておりますので、そのことについてはご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） それでは、今回の報告の趣旨としては、議会や市民の皆さんに報告をすることということで、今後のことについては改めて議会に諮るというふうな捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 行政報告で申し上げましたとおり、むつ商工会議所からの申入れについて報告をさせていただき、私のほうからは、市民の皆様への影響を考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えているということでございますので、そういったことも含めまして今後検討していくと。

そして、議会にかけるというのは、先ほど申し上げておりますとおり、継続するのであれば、継続する議案というものはございませぬ。既に設置条例がありますので、廃止の議案を提案させていただくということになります。いずれにいたしましても、最終決定は議会に委ねられているというふうに認識をしております。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。5番濱田栄子議員。

○5番（濱田栄子） 1点お伺いいたします。

現在しもきたTABIあしすと、そしてむつ商工会議所が預かっております。むつ下北コンベンション誘致推進協議会、下北物産協会、そのほか

むつ市観光協会の合併の話が今進んで、今年度中には合併というふうな予定のようですけれども、そのまた新しい物産と観光を担う組織ができる前にこういったむつ下北観光物産館の譲渡ということはどういうふうを考えているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） ただいまのご指摘につきましては、観光団体の合併の件だと認識しておりますけれども、しもきたTABIあしすと、観光協会は少し延期するという話でありますので、物産、あとは下北地域の各エリアの観光団体の統合についてと、今回のむつ下北観光物産館の譲渡につきましては関連性がございませんで、むつ商工会議所からの申入れによりまして、検討を始めたということでございます。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（濱田栄子） 今回の新組織と今回のむつ下北観光物産館の譲渡は関係ないとおっしゃいますけれども、関係は十分あると思います。むつ市観光協会も事務所を使っておりますし、下北物産協会も物産の販売ブースを使っていると思いますので、皆さんがその中で活用している中で、新たな組織にというのであれば理解もできますけれども、むつ商工会議所にと。申入れなので、報告されたと思うのですけれども、その件に関しては市長はどのようにお考えですか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） もちろん下北物産協会で今物産販売をむつ下北観光物産館で実施していただいておりますので、そのことについては次のしもきたツーリズムで担うこととなります。そういう意味では関連性がございますし、今しもきたTABIあしすと、事務所は市役所の庁舎内にありますけれども、法人でありますので、外に出したいという思いもあります。そういった中では、むつ下北観光物産館もしくはむつ来さまい館の中ででき

ないかということも検討しているのは周知の事実でございます。

今回いただいた申入れにつきましては、そのことに関連してというよりは、むつ商工会議所の申入れによりまして、検討に着手する、そして先ほど佐藤広政議員からもご指摘がありましたけれども、物産ブースについては今後検討ですので、むつ下北観光物産館を譲渡した場合は違うところに持っていく検討に着手をしておりますので、関連があると言えば関連がありますし、譲渡するために合併したかと言われると、全くそれとはまた別物で、今はむつ商工会議所からの申入れによって次の物産販売の場所をどうするか、むつ市観光協会も入っていますので、その移転場所をどうするかを検討に着手したいというふうな報告をさせていただいたと認識をしております。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（濱田栄子） ありがとうございます。個々の対応をしておりますと、総合的なまちづくりができない部分もありますので、もう合併は拙速に進められている部分がありますけれども、そういったこと、やっぱりまちのデザインというのをしっかり考えた方法を取っていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。14番 中村正志議員。

○14番（中村正志） 最初この行政報告があると聞いたときに、申入れがあつて、それで行政報告かというふうな、別に行政報告要らないのかなというふうに感じていたのですけれども、本来これまでのこの程度の行政報告の流れですと、ある程度決まってから報告ということなのですが、今回は申入れがあつた時点で報告をしてくれたということで、私たちとすれば決まるまでの期間が長くて、いろいろ検討する期間があつて、大変よかったな

というふうに感じております。

そこで、ちょっと何点かお聞きしたいと思うのですが、今回の申入れの場面で、むつ商工会議所さんのほうから、譲渡してもらったらこういうふうな施設を運営していきたいとか、こういうふうに使いたいというふうな、そういうふうな細かいところまでの申入れはあったのかどうか1つと、あとむつ市公共施設等総合管理計画の推進ということですが、これを譲渡することによって、どういうふうな部分で推進が図られるのか、2点お聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） むつ商工会議所の皆様はじめ協同組合むつ管工事協会、下北郡電気工事工業協同組合はじめ下北・むつ市企業連携協議会の中で今産業振興、企業誘致に向かって一緒になって取り組んでいる現状がございます。

そういった中で、むつ下北観光物産館におきましては、現状としてパングループの皆さんと東京電力の方が入居していただいているということになってございます。3階部分も会議室として、この部分について市民の皆さんにご利用いただいている。あとは観光物産スペースが1階にあるということでございますので、そういった部分が代替できるのであれば、この施設については商工発展の施設としてむつ商工会議所が今指定管理しておりますので、むつ商工会議所の事務所と一体的に商工業の発展、できれば企業誘致も一緒になって進められる施設であるべきだというふうな思い入れをむつ商工会議所の皆さんから伺っております。

そういった意味からすると、この施設は今後も商工業の発展に期する、そしてここではむつ商工会議所に今担っていただいております創業支援なども含めて、この会場でやられている現状もありますので、そういったことも一緒になってやって

ほしいというふうな思いがございます。

また、まちづくりに関係することでございますので、今後当市が道の駅の整備に向かっていくに当たりましては、むつ下北観光物産館という機能というのは、本来は道の駅にあるべきだと私自身は思いますし、まずは道の駅に観光客が市外から来ていただいて、さあ、下北の観光、どこに行こうという情報案内をするのが道の駅の役割だと思いますので、そういったところに移行していくものと思います。

そういった意味では、今脇野沢の公共施設も再編というものをやっておりますけれども、全ての施設を残して新しい施設を建てるというのは、この市の財政では非常に厳しいものがありますので、指定管理料もウン千万円、ここの施設にかかっておりますので、負担を軽減して新しいものにチャレンジしていくむつ市であるべきだというふうな思いがあります。決定ではありませんけれども、中村議員おっしゃるとおり、決まる前に議会に行政報告をさせていただいてご意見を伺う姿勢でやってまいりたいと思いますので、廃止の条例をいきなり上げて議会に諮るということではなくて、行政報告の中で、いただいた時点で報告をさせていただいて、市民の皆さんの意見も聞きながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） そうしますと、現時点では観光・物産という機能については、譲渡後はそこに置くとか置かないとかという話はまだ出ていないというふうな理解でよろしいですか。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） まだその施設の中をどのように活用するかとか、そういったことについては今後検討していくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。2

番杉浦弘樹議員。

○2番（杉浦弘樹） 1点質疑いたします。

今回のむつ商工会議所の申入れの部分なのですが、こちらのほう、大体どのくらいかけて議論して、そして最終的に決定していきたいと思っているのか、市の考えのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） どのぐらいというと、目安を今持っているわけではございませんので、できるだけ早い段階に物産スペースをどのようにするか、また会議スペースということで今市民の皆さんにご利用いただいていると思いますけれども、そのスペースがほかで代替できるのか、会議スペースとして使っている方たちが、ほかのところのできるのであれば、それで構わないと考えておりますし、市民の皆さんの不便にならないというのが一番大事なことだと思いますので、この施設がなくても、代替する施設があるのであれば、そちらに代替できると思います。

観光物産スペースも、先ほど濱田議員からご指摘ありましたけれども、下北物産協会でご担っておりまして、新団体に移行する予定でございます。下北駅前でも今物産スペースを持っておりますので、どこに持っていくのが一番いいのかも含めて、各団体と調整しながら、決まった時点で皆様にご報告申し上げたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） 今回の行政報告の部分でのむつ商工会議所からの申入れの部分を見ていきますと、むつ商工会議所のほうで考えている部分と今の現状の部分で、むつ市のほうで、この施設の管理の部分、そういった部分から、双方のメリットが一致してのこういうふうな話になったのかなというふうに受け止めております。

そこで、今回この申入れがあるに当たって、実

際にむつ商工会議所のほうから話があったのか、それとも事前にお互いメリットが一致するから、ではこうしていきますかというふうなことで今回のこの申入れがあったのか、その辺のほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 行政報告のとおり、むつ商工会議所のほうから申入れをいただいたということでございます。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） であれば、施設が老朽化しているというのであれば、本来だったらむつ商工会議所のほうが、自分たちの今建っているところを取壊して建てるのが、また新たに事業をしていくに当たって、適正な形の建物を建てていくほうがいいと思っているのです。では、なぜ今回このむつ市で持っている施設のほうを譲渡してほしいというふうなことになったのか、正直私はこれ見る限り分からないのです。そういったところからも、今回市のほうで、やはりこの施設の管理計画の部分で、幾らか縮小していきたいという思惑があったからこういうふうなことになったのではないかなと思っているのですけれども、その辺についてもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まずは商工会議所から申入れがありまして、その際に当市といたしましても、むつ商工会議所に当該施設を現状として指定管理いただいている、むつ来さまい館も含めて両方の施設を指定管理いただいている現状がございます。そういった中で、むつ商工会議所の職員にどちらの施設も管理いただいておりますので、そちらに事務局というものを置かれております。そういった中で、先ほど行政報告で申し上げましたとおり、市の観光物産の振興を図るとともに、市民の皆さんの文化活動等に供することを目的にむつ

下北観光物産館を設置しておりますけれども、むつ来さまい館だけでもそういった機能を担えるのではないかと、同じような施設が2つあそこに存在しているというふうにも認識しております。

市の公共施設が、これは振り返ってみればということになりますけれども、当時の電源三法交付金で建てられたのがむつ来さまい館でございます。その財源があったからあそこにそういった施設が建った。今現状としては、下北半島縦貫道路の出口が柳町のところに下りてまいりますけれども、そこから入って、観光物産のためにあそこまで入り組んだところにやってくるかと申し上げますと、なかなか難しいのではないかとというような思いを今持っています。

まちづくりとして、市の入り口である場所に道の駅の整備が必要だというふうに思いますし、アクセスがしやすい場所にあるほうが現状の車の社会、なかなか公共交通機関も維持が困難な場合において、そういった将来像をむつ市で見据えた場合に、本当にこの2施設が市民のための施設になっているのかと議論した場合には、むつ商工会議所の提案は私たちの公共施設等総合管理計画、先ほども行政報告で申し上げましたけれども、公共施設等総合管理計画の推進及び将来的な市の財政負担の軽減も見込まれますので、そういった意味では杉浦議員おっしゃるとおり、市の思惑というのですかね、市の考えとも一致しています。これは、市民の皆さんにとっても公共施設を管理するためには市民の税金を使って数千万円のお金を払っているわけですので、代替の施設でそれが補完できるのであれば、市民の皆さんへのサービスが拡充する財源になるというふうな認識をしておりますので、市民の皆さんが使う施設でありながらも、そこに負担がかかっていて市民サービスが縮小するのであれば、それは縮小して市民のサービスを

増やすほうにかじを切ったほうが市民生活が向上するものと市としては今認識しております、そのことについて検討させていただきという報告をさせていただいてございます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第21 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（富岡幸夫） 日程第2 議案第82号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例から、日程第21 議案第108号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの20件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。
総務教育常任委員長。

（11番 野中貴健議員登壇）

○11番（野中貴健） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案12件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち、議案第108号につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか11議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる

質疑等について申し上げます。

初めに、議案第82号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、持続可能なまちづくりに向けた市の重要施策の取組をさらに推進させるため、現在の子どもみらい部の「子ども」の表記を平仮名表記に改める名称変更をするとともに、産業政策部を農林水産部及び商工観光部に、都市整備部及び建設技術部をまちづくり推進部に、それぞれ再編するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、条例第2条第7号の「産業振興に関すること」を削除した理由について質疑があり、理事者側から、産業政策部を農林水産部及び商工観光部の2つに分け所管する産業部門を特化し、それぞれの産業振興を図っていくこととしたため、削除したとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、産業政策部を2つに分けることで連携が取りづらくなる等、再編による影響をどう考えるかとの質疑があり、理事者側から、これまでも部横断的な業務に関しては各部長の下、連携して協議を行っている点については問題ないと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、商工観光部について、来年度新たに発足する観光物産関連団体とはどのように連携していくかとの質疑があり、理事者側から、今後担当部の中で検討されると思うが、商工観光部門に特化することでより効果的な取組ができるものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第84号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、来年4月1日から正津川小学校を大畑小学校に統合することに伴い、条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、条例のほかに引き継ぐべきものや、進めている事案等はあるかとの質疑が

あり、理事者側から、学校統合に当たり、学校の理念や備品等も含め、学校の方で色々調整しているとの答弁がありました。

次に、議案第86号 むつ市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、犯罪行為により被害を受けた犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度の導入をするもので、犯罪行為により死亡した場合、遺族見舞金として30万円を支給し、重傷病を負った場合、重傷病見舞金として10万円を支給するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、本条例の改正前における該当者数について質疑があり、理事者側から、むつ警察署管内では過去5年間で死亡0件、重傷病1件と伺っているとの答弁がありました。

また、別の委員から、重傷病については1か月以上の入院が対象となるのかとの質疑があり、理事者側から、入院・通院に関わらず1か月以上の療養が必要と医師が診断したものが対象になるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、条例第10条の「支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき」とはどのような場合を想定し、その判断は誰が行うのかとの質疑があり、理事者側から、犯罪に至る行為に対して幫助教唆している場合や、被害者が反社会的勢力に属している場合等があり、警察に判断を仰ぐこととなっており、情報提供もいただけるとの答弁がありました。

また、別の委員から、国、県と連動した支援策はあるかとの質疑があり、理事者側から、連動はしていないが、国にも警察が窓口となる支援制度があり、死亡の場合の支援金額は、事件当時の年齢や収入、遺族の人数等によって決められているとの答弁がありました。

また、別の委員から、支援金の予算科目及び見舞金の金額を条例に記載していない理由について

質疑があり、理事者側から、今年度は予備費充用により支出し、次年度以降は当初予算で計上予定であり、見舞金については金額の変動が想定されることから、迅速に対応するため要綱に金額を記載したものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、金額について議会が関与しないことへの市の見解について質疑があり、理事者側から、条例で金額を規定する自治体もあるが、支給額は県内の例を踏襲した上で市の要綱を定め、次年度以降については見舞金を予算化して議会の承認を得た上で進めていくとの答弁がありました。

次に、議案第90号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更についてであります。理事者側から、構成団体である西北五環境整備事務組合が来年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第91号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組規約の変更についてであります。理事者側から、構成団体である西北五環境整備事務組合が来年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、西北五環境整備事務組合が解散する理由について質疑があり、理事者側から、ごみ処理施設建設事業を進めるに当たり、西北五広域行政事務組合と統合し事務事業を進めるため解散すると伺っているとの答弁がありまし

た。

次に、議案第95号から議案第98号までの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてであります。理事者側から、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、それぞれ定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の改正は削除項目が多いが、販路拡大やニホンザル被害対策については広域で取り組んだほうが効果は出るのではないかと質疑があり、理事者側から、販路拡大については、現在各自治体においてそれぞれの特色を生かして独自に取り組んでいること、また、来年4月に下北地域の観光物産関連団体が合併し、民間の活動を中心に稼げる地域を目指して取組を進めていくということから、今回定住自立圏の枠組みから外すという形になった。また、ニホンザル被害対策については、これまで定住自立圏の枠組みの中で、有害鳥獣対策についてはニホンザルとその他の有害鳥獣に分かれていたが、取組の中心であった「下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議」が「下北半島鳥獣被害対策市町村等連絡協議会」に変更となり、ニホンザルだけでなくそのほかの有害鳥獣も含めた形で一本化して取り組むこととなったことに伴い、変更したものであるとの答弁がありました。

次に、議案第106号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の給料月額、寒冷地手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第107号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであ

りますが、理事者側から、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者の期末手当の支給割合を改定するためのものとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第108号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、市議会議員の期末手当の支給割合を改定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今年度の100分の10の増額改定は、来年度以降も適用されるのかとの質疑があり、理事者側から、そのようになるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、教育費に十分な予算が措置されていない状態で、議員の報酬等を増額することには反対であるとの討論がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで総務教育常任委員長長の報告を終わります。

次は、産業建設常任委員長長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） 産業建設常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第92号 市道路線の認定についてであります。理事者側から、老人憩いの家「福

寿荘」までの道をロードヒーティングとするためのほか、寄附採納及び開発行為により帰属されたため、7路線を市道として認定するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、議案の提案理由における「既存の市有道路を市道として管理する」という部分の解釈について質疑があり、理事者側から、これまでは市有財産の敷地内通路等として管理していたが、認定市道として道路法により管理していくこととなるとの答弁がありました。

次に、議案第93号 市道路線の変更についてであります。理事者側から、国道338号大湊Ⅱ期バイパスの整備による起点の変更のほか、下北森林管理署との併用林道協定の解除による区間の短縮並びに寄附採納及び開発行為により帰属されたことによる既存路線の延長のため、3路線を変更するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、現時点において市で把握している大湊Ⅱ期バイパス整備の進捗状況について質疑があり、理事者側から、第261回定例会における一般質問の答弁と一部重複するが、1工区については道路改良工事が進められており、また、2工区については未取得の用地の青森県収用委員会への裁決申請が完了したほか、取得済みの箇所の道路改良工事が進められており、今年度は大湊浜町の既存区間との接合部付近等の3か所で工事が行われているとの答弁がありました。

次に、議案第94号 市道路線の廃止についてであります。理事者側から、下北森林管理署との併用林道協定の解除によるほか、現況が水路敷地であるため、2路線を廃止するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第105号 令和6年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、配水管布設替工事及び浄水施設の流量計交

換工事等の追加工事が必要となったため、業務の予定量において3,831万3,000円を、資本金収入において1,760万円を、資本金支出において3,831万3,000円をそれぞれ増額し、並びに給水管からの漏水件数の増加に伴う修繕経費の増のため、収益的支出において1,175万9,000円を増額するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、修繕経費の増額の要因である水道管の漏水について質疑があり、理事者側から、主なものは道路内における個人所有の給水管からの漏水であるとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、民生福祉常任委員長の報告を求めます。
民生福祉常任委員長。

（10番 村中浩明議員登壇）

○10番（村中浩明） 民生福祉常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主たる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第83号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、青森県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の介護納付金分の算定方式を所得割額及び被保険者均等割額の2方式から世帯別平等割額を加えた3方式にするためのものであり、現在の介護納付金分の被保険者均等割額を

2万900円から1万3,900円に改め、減額分の7,000円を世帯別平等割額とするとの説明がありました。

これに対し委員から、条例改正に至った経緯について質疑があり、理事者側から、青森県国民健康保険運営方針において、令和12年度からの保険料率の県内完全統一を目指すこととしており、まずは、令和7年度から県内全市町村の国民健康保険税の算定方式を所得割、均等割、平等割の3方式に統一することが定められているため行うものであるとの答弁がありました。

次に、議案第85号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、むつ市体育協会が令和6年4月1日にむつ市スポーツ協会に名称を変更したことに伴い、所要の条文整理をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、名称変更に伴い、組織体制及び運営方針に変更はあるのかとの質疑があり、理事者側から、名称は変更されたが、組織体制及び運営方針に変更はないものと認識しているとの答弁がありました。

次に、議案第87号 むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてあります。理事者側から、介護保険法施行規則の一部改正により、専門職の配置について特例措置が設けられたことに伴い、地域包括支援センターの職員配置基準を緩和するほか、所要の条文整備をするためのものである。具体的な内容として、1点目は、常勤換算方法により職員配置基準を満たすことが可能となり、複数人の非常勤職員の勤務時間を合計し、常勤の1名分の勤務時間となれば、非常勤を雇用形態として活用できることになる。2点目は、これまでは1つの包括支援センターごとに基準の人数を配置するということが原則とな

っていたが、改正後は、条件を満たすことにより、複数の地域包括支援センターで合算し、3つの専門職の配置基準人数を満たせばよいこととなるとの説明がありました。

これに対し委員から、職員配置基準の緩和により市内の地域包括支援センターの職員配置基準はどのように変更となるのかとの質疑があり、理事者側から、現在、委託を行っている2つの地域包括支援センター各々では、担当する区域の高齢者数に対しての職員配置基準には足りない状況であるが、不足分については、市直営の地域包括支援センターに専門職を配置し、後方支援という形でカバーしているところである。今回の職員配置基準の緩和により、市直営の地域包括支援センターの専門職を含めることができ、センター全体で職員配置基準を満たすことになるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、職員配置基準の緩和による地域包括支援センターのサービス提供の変化について質疑があり、理事者側から、今回の改正によるサービス提供の変化はないものと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、職員配置基準は緩和されたが、今後、専門職の配置をどのように考えているのかとの質疑があり、理事者側から、特例措置により、合算では職員配置基準を満たすこととなるが、それぞれの地域包括支援センターでは人材確保が困難となっている状況であること、また、近年は相談件数の増加により、相談職員も多忙を極めている状況であることから、今後も必要な人員を配置できるよう努力していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第89号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市ウェルネスパーク及びむつ市総合アリーナの指定管理者に、山内土木株式会社を指定するためのもので、指定

期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としているとの説明がありました。

これに対し委員から、指定管理者の選定に係る透明性の確保について質疑があり、理事者側から、選定に当たっては、応募団体から指定管理者指定申請書を提出していただき、むつ市指定管理者選定委員会において、指定管理者評価基準に基づく評価表により選定している。また、選定結果を市ホームページで公表しており、選定に係る透明性は確保されているものと認識しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、第80回国民スポーツ大会のため、むつ市総合アリーナ南側に整備されているセーリング競技艇置場の大会終了後の管理について質疑があり、理事者側から、大会終了後はセーリング競技艇置場跡地を駐車場として活用する予定としており、一体で管理していただく予定であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、指定管理施設職員の給与体系について質疑があり、理事者側から、給与は指定管理を行う各団体の給与体系に基づき決定することになるとの答弁がありました。

また、別の委員から、両施設を同じ指定管理者とするメリットについて質疑があり、理事者側から、人件費の削減及び両施設が連携した形で様々な競技、大会等が行えるメリットがあるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、指定管理者が行う自主事業による通常利用される方への影響について質疑があり、理事者側から、基本的には指定管理業務を行う中で、空き時間等を活用し自主事業を実施することになり、現状では、自主事業により利用者が増加し、利用促進が図られているとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました20議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第82号

○議長（富岡幸夫） まず、議案第82号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第83号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第83号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第84号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第84号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第85号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第85号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第86号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第86号 むつ市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第87号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第87号 むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第89号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第89号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市ウェルネスパーク外1施設の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第90号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第90号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第91号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第91号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第92号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第92号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第93号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第93号 市道路線の変更について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第94号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第94号 市道路線の廃止について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第95号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第95号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、大間町との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されま

した。

◇議案第96号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第96号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第97号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第97号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、風間浦村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第98号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第98号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されま

した。

◇議案第105号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第105号 令和6年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第106号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第106号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第106号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第107号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第107号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第107号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第108号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第108号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。1番高橋征志議員。

(1番 高橋征志議員登壇)

○1番(高橋征志) 見たくないものから目を背けても、現実が変わりません。聞きたくない声に耳を塞いでも、現実が変わりません。そして、どんな言葉で取り繕ったとしても、現実は変わることはありません。学校現場に予算が足りない、これが目の前にある現実です。教育予算を差し置いて自分たちのボーナスを上げるようなことがあれば、むつ市議会の信用に傷がつくことは避けられないと思います。

ならぬものはならぬ。議案第108号に反対します。

○議長(富岡幸夫) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第108号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者17人、起立しない者4人)

○議長(富岡幸夫) 起立多数であります。よって、議案第108号は委員長報告のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(富岡幸夫) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第262回定例会を閉会いたします。

午前11時36分 閉会